



# 長岡京市介護保険住宅改修の手引き

長岡京市健康福祉部高齢介護課

令和8年3月



## 目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1. 介護保険制度における住宅改修費の支給について ..... | 1  |
| 2. 支給対象者 .....                  | 2  |
| 3. 支給要件 .....                   | 2  |
| 4. 支給限度基準額 .....                | 4  |
| 5. 支払方法 .....                   | 5  |
| 6. 手続きの流れ.....                  | 6  |
| 7. 住宅改修費の対象となる種類及び内容.....       | 7  |
| 8. 申請に必要な書類 .....               | 13 |
| 9. その他.....                     | 17 |

## 1. 介護保険制度における住宅改修費の支給について

要介護・要支援の認定を受けている方が、住み慣れた自宅で自立した生活を送るために、手すりの取付けなどの改修を行う際、申請により介護保険からかかった費用の一部が支給されます。

- 住宅改修は、利用者の身体状況、日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況やその他の介護保険サービスの利用状況、改修の予算などを総合的に勘案して行う必要があります。
- 資産形成につながらない比較的小規模な工事が住宅改修費の支給対象となります。
- 住宅改修費の支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。事前申請せずに着工した場合は、支給対象になりませんのでご注意ください。必ず事前に担当のケアマネジャーまたは担当の地域包括支援センターにご相談いただくか、長岡京市高齢介護課介護保険係にお問い合わせください。
- 施行業者は自由に選ぶことができます。複数の業者の見積もりやアフターサービスなどについて比較・検討したうえで、選択してください。

### 住宅改修の種類（平成11年3月31日厚生省告示第95号）

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

## 2. 支給対象者

介護保険の要支援1・2または要介護1～5の認定を受け、在宅で生活されている方

## 3. 支給要件

次の要件をすべて満たしている場合に支給対象となります。

- ① 介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅で、要介護（要支援）認定者が現に居住している住宅であること
- ② 改修内容が、厚生労働省が定める住宅改修費の支給対象となる工事であること
- ③ 工事着工日・工事完成日・領収日が要介護（要支援）認定の有効期間内であること
- ④ 着工前に長岡京市に事前申請を行い、承認を受けていること

### 留意事項

#### ◆ 介護認定申請中の方

（新規申請の場合）

住宅改修費の支給申請を行うためには、原則として要介護（要支援）認定を受けていることが必要となりますが、緊急を要する場合は、新規認定申請中に事前申請を行い、承認後、着工することができます。認定結果が出るまでに着工し、その後「非該当」の結果が出た場合は支給されません。事後申請については、認定結果が出たあとに行ってください。

（更新申請の場合）

要介護（要支援）認定の更新申請中に事前申請を行い、承認後、残りの有効期間内に工事を実施した（代金の領収が済んでいる）場合は、新しい認定結果が出る前であっても事後申請ができます。ただし、有効期間が終了したのちに工事を実施した場合は、認定結果が出たあとに事後申請を行ってください。認定結果が「非該当」の場合には支給されません。

（区分変更申請の場合）

要介護（要支援）認定の区分変更申請中に事前申請を行い、承認後、着工することはできますが、事後申請については、認定結果が出たあとに行ってください。

#### ◆ 病院や施設に入院（所）中の方

退院（所）が決まっており、退院（所）にあわせて改修が必要な場合は、入院（所）中に事前申請を行い、承認後、着工することはできますが、事後申請は退院（所）後に行ってください。一時帰宅中や外泊中の支給申請は認められません。退院（所）できない場合は、住宅改修費の支給を受けることはできません。

#### ◆ 一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は支給対象になりません。

#### ◆ 新築や増築の住宅改修について

住宅の新築や増築（新たに居室を設けるなど）は支給できません。増築を行う際の住宅改修は、廊下の拡幅に合わせて手すりを取り付ける場合や、トイレの拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合などは、それぞれ「手すりの取り付け」「様式便器等への便器の取り替え」にかかる費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

竣工日以降の住宅改修については、竣工日や完成時の状況等を確認したうえで支給対象となるか判断します（新築または増築時、あえて介護保険対象工事をしないことは認められません）。

#### ◆ 老朽化や器具の故障等を理由とした改修について

保険給付の対象となる改修であっても、改修の理由が「老朽化」や「器具の故障等」である場合は支給されません。例えば、既存の手すりが設置されていて、それが古くなったからという理由で交換をする場合などは支給対象になりません。

#### ◆ ひとつの住宅に複数の利用者がいる場合の改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は、要介護（要支援）認定者ごとに行います。複数の要介護（要支援）認定者に係る住宅改修を行う場合、要介護（要支援）認定者ごとにその必要性から対象となる工事を特定し、内容や場所等が重複しないように申請してください。

## 4. 支給限度基準額

要介護状態区分にかかわらず、住宅改修費の支給限度基準額は20万円です。介護保険から支給される額は、負担割合が1割の場合は最大18万円（2割負担の場合は16万円、3割負担の場合は14万円）となります。20万円を超える工事を行った場合、超えた分については全額自己負担となります。また、支給限度基準額の範囲内であれば、複数回に分けて申請することができます。

※ 改修費用の領収日時点における負担割合が適用されます。

※ 利用者自己負担分の1円未満の端数は切り上げます。

### ◆ 要介護状態が著しく重くなった場合の例外（「3段階リセット」）

最初の住宅改修着工日における要介護状態区分を基準として、要介護度が3段階以上上がった場合は、例外的に再度20万円までの支給が可能になります。なお、「3段階リセット」は、同一住宅・同一要介護者について1回が限度です。

#### < 「3段階リセット」適用のパターン >

|     | 初回の住宅改修着工日 | 追加の住宅改修着工日 |
|-----|------------|------------|
| ○適用 | 要支援1       | 要介護3以上     |
| ○適用 | 要支援2又は要介護1 | 要介護4以上     |
| ○適用 | 要介護2       | 要介護5       |

※要支援2と要介護1は同一区分とみなします。

#### < 「3段階リセット」適用不可のパターン >

|   | 初回   | 追加（2回目） | 追加3回目 |
|---|------|---------|-------|
| ×適用不可   | 要介護3 | 要介護1    | 要介護4  |
| （理由）初めて住宅改修を行った要介護3が基準となるため、3回目の住宅改修時に3段階上がっていることにはなりません。 |      |         |       |

### ◆ 転居した場合

転居した場合は、改めて20万円までの支給が可能になります。この場合は、転居後の住宅について初めて住宅改修を着工する日の要介護状態区分が基準となります。（ただし、転居後、転居前の住宅に戻った場合は転居前住宅に係る支給状況が復活します。）

## 5. 支払方法

支払い方法には、償還払い制度と受領委任払い制度の2種類があります。

### ① 償還払い制度

利用者は、施行業者にいったん費用の全額を支払い、事後申請後、保険給付分（9割～7割）を長岡京市が支給します。

### ② 受領委任払い制度

利用者は、費用の自己負担分（1割～3割）を施行業者に支払い、残りの保険給付分（9割～7割）は利用者から委任を受けた施行業者に市から直接支払います。

なお、受領委任払い制度を利用する場合は、事前申請時に「介護保険住宅改修費等の受領委任払い同意書」を提出する必要があります。登録のない事業者については、従来通り償還払いとなります。

### ◆ 受領委任払い制度が利用できない方

以下の該当する方は利用できません。

- ・ 新規認定申請中や区分変更申請中で、要介護度が確定していない方
- ・ 入院（所）中で、退院（所）の日が決まっていない方
- ・ 利用者が介護保険料滞納に係る給付制限の措置を受けている方

### ◆ 受領委任払い取扱い事業者の登録

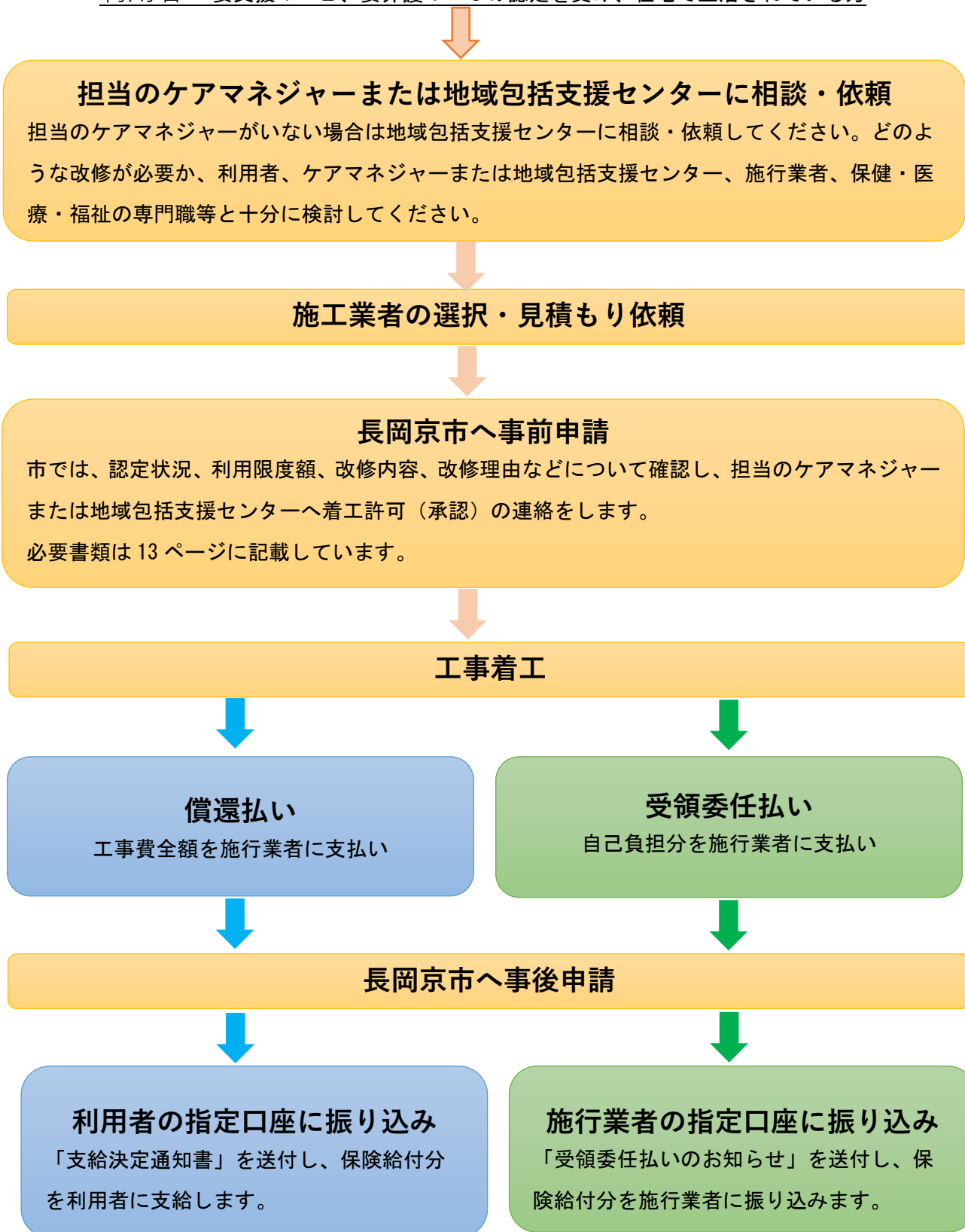
事業者の登録には事前に「介護保険住宅改修費等の受領委任払い対象事業者登録届出書」と「介護保険住宅改修費等の受領委任払い制度に係る取扱い誓約書」を提出していただく必要があります。なお、登録事業者の要件は以下のとおりです。手続きに必要な書類は、市ホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000008627.html>

- \* 住宅改修：過去1年以内に長岡京市被保険者の介護保険における住宅改修費の支給対象工事を行っている
- \* 福祉用具：特定（介護予防）福祉用具販売において都道府県知事の指定を受けている

## 6. 手続きの流れ

利用者 要支援1・2、要介護1～5の認定を受け、在宅で生活されている方



## 7. 住宅改修費の対象となる種類及び内容

住宅改修費の支給対象となる住宅改修の種類及び内容は次のとおりです。各参考事例は、あくまで一般的な事例を取り上げています。対象の可否についてあいまいなケースについては、利用者の身体状況等により個別に判断する場合がありますので、必ず事前に高齢介護課にご相談ください。

### (1) 手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに転倒防止や移動、または移乗動作を円滑にすることを目的として手すりを設置する工事

#### 【付帯工事】

手すりの取付けのための壁の下地補強、下地補強した部分のクロスの張り替え

#### 【参考事例】

| ○ 保険給付の対象工事  | × 対象外工事   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室内の手すり（居間、トイレ、浴室、玄関など）</li> <li>・敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路など）</li> <li>・下駄箱への手すりの取付け（手すりの安全性を確認できる場合に限る）</li> <li>・既存手すりの撤去費（付け替え・移設の場合）</li> <li>・手すりの付け替え・移設（<u>身体状況の変化等による場合のみ</u>）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅等の共用部分の手すり（貸主の承諾があり、動線上であれば可）</li> <li>・敷地外の手すり</li> <li>・固定したネジの頭を隠す化粧用のシール相当費用</li> <li>・手すり取付けの場合で、既存設置物の移設相当費用</li> <li>・家具等への手すりの取付け（固定されていない家具への取付け）</li> <li>・着脱式の手すり（取り外しができないように固定してあれば可）</li> <li>・取付け時に工事を伴わないもの（釘、ビス、ネジ等で固定することが必要）</li> <li>・手すりの老朽化に伴う工事</li> </ul> |

※ 跳ね上げ式の手すりは、動作または取り付け位置の環境条件から、可動の必要がある場合には可動式の手すりを設置した場合も対象となります。ただし、支柱等がネジ等で固定されているものに限りません。

## (2) 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各部屋間の床の段差及び玄関から道路までの通路などの段差や傾斜を解消するための工事

### 【付帯工事】

浴室の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、転落防止柵の設置工事（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置）

### 【参考事例】

| ○ 保険給付の対象工事   | × 対象外工事   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各居室の敷居を低く（撤去）する工事</li> <li>・ スロープ・踏み台を固定設置する工事</li> <li>・ 浴室の洗い場のかさ上げ工事</li> <li>・ 敷石をコンクリートスロープにする工事</li> <li>・ 階段の勾配を緩やかにする工事</li> <li>・ 浴槽をまたぎやすい浅いものに取り替える工事</li> <li>・ 傾斜の解消</li> <li>・ 転落防止柵の設置（スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廊下収納スペースを埋める工事</li> <li>・ スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事</li> <li>・ 昇降機・リフト・段差解消機など動力により段差を解消する機器を設置する工事</li> <li>・ 上り框に腰かけ台を設置する工事</li> <li>・ 浴槽の取替えに伴う給湯器・シャワー・水栓の工事</li> <li>・ 転落防止柵の設置単独の工事（転落防止柵の設置は、段差や傾斜の解消に付帯する工事として認める）</li> <li>・ 電気工事</li> <li>・ 着脱式の踏み台の設置</li> </ul> |

※ 取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取付け工事で固定しない浴室すのこは「福祉用具購入費」の支給対象となります。

※ 介護保険住宅改修の「浴槽の取替え」と、「浴室すのこ」や「浴槽すのこ」、「踏み台として使用する入浴台」の福祉用具購入は、利用者の浴槽の跨ぎ動作を安全・容易に行うための共通目的があるため、併用は想定されていません。「浴槽の取替え」は、それに伴う介護保険の対象外の工事もあり、自己負担が大きくなりやすいため、利用者の身体状況等にあった住宅改修プランを検討してください。

### (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室を畳敷きから板製床材やビニール製床材などへの変更、浴室での滑りにくい床材への変更、通路面での滑りにくい舗装材への変更などの工事

#### 【付帯工事】

床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の変更のための路盤整備

#### 【参考事例】

| ○ 保険給付の対象工事   | × 対象外工事   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・畳から板製床材、ビニール製床材などへの変更</li><li>・浴室の床材を滑りにくい床材に変更</li><li>・屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更</li><li>・階段の滑り止め(固定されているもの)</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・老朽化や汚れを理由とする板材の張り替え(床の修繕、補修工事にあたるため)</li><li>・ベッドを置くからという理由でフローリングに変更</li><li>・滑り止めマットを洗い場に単に置く</li><li>・階段にノンスリップやカーペットを単に敷く(接着シートやネジ等で固定する場合は可)</li><li>・転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更</li></ul> |

#### (4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸や折り戸、吊り戸、アコーディオンカーテンなどへの扉全体の取替え、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置

##### 【付帯工事】

扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事

##### 【参考事例】

| ○ 保険給付の対象工事   | × 対象外工事  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・開き戸から引き戸・折り戸・吊り戸・アコーディオンカーテンなどへの取替え</li><li>・重い引き戸から軽い引き戸への取替え</li><li>・開き戸の左右変更や押す引くの変更</li><li>・内開きから外開きへの変更（中で倒れていても開けられないなどの理由がある場合）</li><li>・開き戸の幅を広げる（車いすが通れないなどの理由がある場合）</li><li>・ドアノブの変更（レバーハンドル等）、戸車の設置、吊元の変更、Vレールの設置</li><li>・扉の撤去</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・自動ドアに取り替えた場合の動力部分相当費用</li><li>・扉の老朽化に伴う工事</li><li>・引き戸等の新設（ただし、扉の取替えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合は可）</li><li>・扉の使用に支障がない場合の間口の拡大</li><li>・雨戸等付属、装飾部分</li></ul> |

※ 扉そのものは取り替えない場合であっても、利用者の身体状況にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして支給対象となります。

※ 扉の取替えにより、既存のコンセントや照明スイッチが使用できなくなる場合、必要最低限と認められる範囲につき、コンセントや照明スイッチの移設費用を付帯工事として支給対象とします。

## (5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への変更、もともとあった便器の位置や向きを身体状況に応じて変更する改修

### 【付帯工事】

便器の取替えに伴う給排水工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

### 【参考事例】

| ○ 保険給付の対象工事  | × 対象外工事  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和式便器から洋式便器への取替え</li> <li>・ 洋式便器の工事               <ul style="list-style-type: none"> <li>* 便座の高さが高い（低い）洋式便器に取り替える場合（ただし、補高便座を用いて座面の高さを高くする場合は福祉用具購入費の支給対象）</li> <li>* 洋式便器の向きを変える工事</li> </ul> </li> <li>・ 既存の和式便器は壊し、別の場所に洋式便器を設置（洋式便器の設置費用のみ支給対象）</li> <li>・ 便器の取替えに伴う床・壁の解体、床の修復工事</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洋式便器から洋式便器の取替え（便座の向きを変える工事は可）</li> <li>・ 既存の和式便器はそのままで、新規に洋式便器を設置</li> <li>・ 腰掛便座の設置（福祉用具購入対象）</li> <li>・ 暖房器具やウォシュレット機能の付加に対する工事</li> <li>・ 手洗い、ペーパーホルダーの新設工事</li> <li>・ 非水洗の場合の水洗化工事</li> </ul> |

※ 水洗和式から水洗洋式への工事は、給排水工事も対象となります。

※ 非水洗和式から水洗洋式への工事は、便器・便座のみ対象で、給排水工事は新設とみなされ対象外工事となります。また、電気配線、天井等の工事も対象外となります。

※ 和式便器から洋式便器への取替えに伴い、暖房便座やウォシュレット機能等が付加されている洋式便器への取替えは、それら機能を含めた一体型の洋式便座が一般的に供給されていることを考慮し支給対象となります。ただし、既に洋式便器のある場合のこれらの機能等の付加のみを目的とした工事は対象外となります。

（介護保険住宅改修の「便器の取替え」は、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているため）

※ TOTO スワレット（和風改造腰掛便器：CS501）やその他類似品などの、既存の和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものについては、給水工事（タンクから出ている洗浄管とスワレットを接続）、固定工事（ねじで床固定）を必要とすることから、支給対象となります。ただし、トイレ内の大きさなど環境面から立ち上がりにくくなることも想定されます。よくご検討ください。

## （6）その他（1）～（5）の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

（1）～（5）の各項目に記載。

※ 同時に行う工事であっても、内容によって付帯工事と認められない場合があります。（例えば、手すりの取付けに伴う壁全体のクロスの張り替え、床のかさ上げに伴う床暖房機能付加の工事などは認められません。）

### ◆ 浴室の段差解消や扉の取替え、床材の変更にあたりユニットバスを利用する場合

介護保険住宅改修においてユニットバスの工事そのものは認められていませんが、①浴室出入口・浴槽の段差の解消、②滑り防止のための床材の変更、③扉の取替え等については、対象工事費が適切に按分され、住宅改修が必要と認められる理由がある場合のみ、支給対象としています。

この場合、保険給付の対象となる部分とそれ以外の部分の金額の確認のため、メーカー等による価格の按分が必要です。メーカー等による価格の按分が困難な場合は、以下の按分率を目安とし、支給対象となる改修部分を精査したうえで見積書に記載してください。また、介護とは無関係な利便性や快適性をもつ商品は、本制度の趣旨に沿わず支給対象から除外することがあります。

#### 【按分率の目安】

|     | ○ 支給対象 |     |     | × 支給対象外 |     |     |     |
|-----|--------|-----|-----|---------|-----|-----|-----|
| 項目  | 扉      | 床   | 浴槽  | 壁       | 天井  | 器具  | その他 |
| 按分率 | 10%    | 20% | 15% | 20%     | 15% | 10% | 10% |

※ 按分のベースとなる見積金額は、実際の販売価格としてください。

※ 見積書に単価の記載がない場合や、「一式」と表記された場合は対象外となります。

## 8. 申請に必要な書類

申請書類は市ホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000008627.html>

### (1) 事前申請

|   | 提出書類                                    | 作成者                   |
|---|---|-----------------------|
| 1 | 住宅改修が必要な理由書                             | ケアマネジャー<br>地域包括支援センター |
| 2 | 工事費見積書兼内訳書                              | 施工業者                  |
| 3 | 平面図                                     | 施工業者                  |
| 4 | 改修予定箇所の写真                               | 施工業者                  |
| 5 | 介護保険住宅改修費等の受領委任払い同意書<br>[受領委任払いの場合のみ]   | 利用者・施工業者              |
| 6 | 住宅所有者の承諾書<br>[賃貸など住宅所有者が被保険者以外の場合のみ]    | 利用者                   |
| 7 | 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書<br>[工事が完了した後でも可] | 利用者                   |

#### 【書類作成上の留意事項】

##### 1 住宅改修が必要な理由書

- ・ 作成者は、利用者のケアプランが作成されている場合は担当のケアマネジャー、そうでない場合は地域包括支援センターとする
- ・ 利用者の身体状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況などを総合的に勘案し、住宅改修が必要な理由が記載されていること
- ・ 改修内容が住宅改修費の支給対象として妥当であること
- ・ 入院（所）中の場合、わかる範囲で退院（所）予定日が記載されていること

##### 2 工事費見積書兼内訳書

- ・ 宛名がフルネームで記載されていること
- ・ 改修場所や改修部分ごとに材料費、施工費、諸経費等が適切に分けて記載されていること
- ・ 工事見積書に介護保険支給対象外の改修が含まれている場合、保険給付の対象となる部分とそれ以外の部分が区別されるとともに、施工費や諸経費について

も按分されていること

- ・ 写真の現像代、申請書作成費用、申請代行手数料等の経費は支給対象になりません。

### **3 平面図**

- ・ 改修箇所と内容がわかるよう、位置、寸法、形状、高さ等が記載されていること
- ・ 利用者の動線がわかるものであること

### **4 改修予定箇所の写真**

- ・ 写真の内側に日付が入っていること（カメラの日付機能を使うか、撮影の日付を記入した黒板等を映り込ませて撮影してください。）
- ・ 段差解消の場合は、物差し等を用いて段差が分かるように（目盛りが読めること）、周りの様子も含めて撮影されていること
- ・ 改修箇所の全体が確認できるものであること
- ・ 改修前と改修後が比較できるように撮影されていること

### **5 介護保険住宅改修費等の受領委任払い同意書**

- ・ 受領委任払い制度を利用する場合は、事前登録している施行業者と利用者との間で同意書を交わしてください。

### **6 住宅所有者の承諾書**

- ・ 賃貸など住宅所有者が被保険者以外の場合のみ提出が必要
- ・ 市営住宅を改修する場合は、事前に長岡京市高齢介護課へご相談ください。

### **7 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書**

- ・ 提出は工事が完了したあとでも可
- ・ 申請者・振込先の口座名義人は、原則被保険者（利用者）本人とし、本人以外の場合は続柄の記載が必要（氏名の後ろにカッコ書きをしてください。）
- ・ 利用者が死亡した場合は相続人の口座に振り込みます。相続人代表者に「相続人誓約書」を提出していただきますので高齢介護課までお問い合わせください。
- ・ 受領委任払いの場合は、施行業者の指定口座に振り込みますので、「口座振込依頼」欄の記載は省略可能

## (2) 事後申請

|   | 提出書類                                       | 作成者  |
|---|--|------|
| 1 | 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書<br>[事前申請で提出していない場合] | 利用者  |
| 2 | 領収書  | 施工業者 |
| 3 | 完成工事費内訳書<br>[事前申請と変更がない場合は省略可]             | 施工業者 |
| 4 | 改修後の写真                                     | 施工業者 |

### 【書類作成上の留意事項】

#### 1 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書

- ・ 事前申請時の留意事項参照
- ・ 「着工日」は、着工許可の連絡（承認）以降の日付となっていること

#### 2 領収書

- ・ 氏名が被保険者（利用者）本人のフルネームで記載されていること
- ・ 領収年月日が記載されていること
- ・ 施工業者の印が押されていること
- ・ 但し書きの記載に介護保険住宅改修の工事であることが明記されていること
- ・ 償還払いの場合、領収金額は工事費見積書（内訳書）と同額であること
- ・ 受領委任払いの場合、領収金額は利用者負担額と一致すること
- ・ 窓口で原本とコピーを照合し、原本は確認後返却します。

#### 3 完成工事費内訳書

- ・ 領収書の工事費用の内訳について、改修場所や改修部分ごとに材料費、施工費、諸経費等が適切に分けて記載されていること
- ・ その他、事前申請時の留意事項参照

#### 4 改修後の写真

- ・ 事前申請時の留意事項参照

## 留意事項

### ◆ 事前申請後の工事内容の変更について

事前申請承認後の工事内容の変更は原則として認められませんが、やむを得ない理由により工事内容を変更する場合は、すみやかに高齢介護課へ連絡のうえ、必要な手続きについて確認してください。

状況により、工事をそのまま進めていただいてよい場合と工事費見積書や「住宅改修が必要な理由書」を再提出していただき再度確認が必要な場合がありますので、施工業者とケアマネジャーは十分に連絡調整を行ってください。

#### 【基本的な対応】

- ・ 追加工事が発生したことで、事前申請時の見積額が増額になる場合  
…利用限度額や工事内容等を再度確認する必要があるため、一旦工事を延期し、工事費見積書や着工前の写真、図面等を提出してください。また、「住宅改修が必要な理由書」の修正が必要な場合は差し替えをお願いします。
- ・ 一部の工事を取りやめたことで、事前申請時の見積額が減額になる場合  
(手すりのサイズや形状の変更、材料の変更、下地の補強が不要になったなど)  
…事後申請の際に、変更後の工事費内訳書、図面等変更内容のわかる書類を提出してください。改修内容の変更に伴い、改修理由が変わる場合は、「住宅改修が必要な理由書」の差し替えをお願いします。

### ◆ 被保険者等、自ら住宅改修工事を行う場合

被保険者が材料を購入し、本人または家族等により住宅改修工事を行う場合は、材料の購入費のみが支給対象となります。この場合、事前申請時に添付する工事費見積書については、購入する材料費の個々の内訳が分かるものを作成してください。

事後申請時、領収書は、材料の販売者が発行したもの（被保険者氏名がフルネームで記載されているもの）を提出してください。工事費内訳書については、購入した材料費の個々の内訳がわかるものを作成し、販売者が発行した内訳書（レシートのコピー等）を添付してください。

## 9. その他

### ◆ お問い合わせ先

#### 長岡京市高齢介護課介護保険係

〒617-8501 京都府長岡京市開田1丁目1番1号

電話 (075) 955-2059 FAX (075) 951-5410

### ◆ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活が送れるように、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から高齢者の生活を支えていくための拠点となる機関です。主任ケアマネジャーや保健師、社会福祉士などの専門職が連携して対応し、高齢者の生活を支援します。

住宅改修については、要支援1・2の認定を受けた方や担当のケアマネジャーがいない方は、下記の地域包括支援センターへご相談ください。

| お住まいの中学校区        | 地域包括支援センター   |
|------------------|--|
| おおむね<br>長岡中学校区   | <b>東地域包括支援センター</b><br>神足2丁目3-1バンビオ2階「総合生活支援センター」内<br>電話 (075) 963-5508<br>FAX (075) 958-6909 |
| おおむね<br>長岡第二中学校区 | <b>北地域包括支援センター</b><br>井ノ内朝日寺23「特別養護老人ホーム旭が丘ホーム」内<br>電話 (075) 955-9007<br>FAX (075) 955-4232  |
| おおむね<br>長岡第三中学校区 | <b>南地域包括支援センター</b><br>友岡4丁目114「老人保健施設アゼリアガーデン」内<br>電話 (075) 957-1119<br>FAX (075) 957-1130   |
| おおむね<br>長岡第四中学校区 | <b>西地域包括支援センター</b><br>奥海印寺走田1-1「特別養護老人ホーム竹の里ホーム」内<br>電話 (075) 323-7889<br>FAX (075) 951-2211 |

長岡京市介護保険住宅改修の手引き  
令和8年3月  
発行：長岡京市健康福祉部高齢介護課